

大分県産材流通情報センター会則

(名 称)

第1条 本組織は大分県産材流通情報センター(以下、「情報センター」という。)と称する。

(目 的)

第2条 情報センターは、品質管理された県産材について、県内外での需要拡大を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 情報センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県産製材品の県内外出荷の促進に関すること。
- (2) 県産製材品の品質向上に関すること。
- (3) 県産製材品の情報受発信に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要なこと。

(会 員)

第4条 情報センターの会員は、県内の木材、林業団体等で構成する。

2. 会員になろうとする団体等は、あらかじめ情報センター会長に通知し、運営会議の承認を得る。
3. 会員は、別に定める要件を満たした団体等とする。
4. 脱会しようとする会員は、あらかじめ情報センター会長に通知し、運営会議の承認を得て、事業年度の末に脱会する。

(登録会員)

第5条 情報センター内に、登録会員を設置することとする。

2. 登録会員になろうとする者は、あらかじめ情報センター会長に通知し、運営会議の承認を得る。
3. 登録会員は、別に定める要件を満たした者とする。
4. 脱会しようとする登録会員は、あらかじめ情報センター会長に通知し、運営会議の承認を得て、事業年度の末に脱会する。

(役 員)

第6条 情報センターに、次の役員を置く。

2. 会長1名、副会長1名及び監事1名を置く。
3. 会長及び副会長は会員の互選により選出する。
4. 役員任期は2年とし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、情報センターを代表し業務を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 監事は、会計及び事業執行状況を監査し、運営会議に報告する。

(運 営)

- 第8条 情報センターの運営は、運営会議により協議、決定する。
2. 運営会議は、会員で構成し、必要に応じて会長が招集する。
 3. 運営会議の議長は、会長がこれにあたる。

(全体会議)

- 第9条 会長は、事業運営に当たり、登録会員の意見を聞くため必要に応じて全体会議を開催できる。
2. 全体会議は、会員及び登録会員で構成する。
 3. 全体会議は、会長が招集するとともに議長となる。

(経 費)

- 第10条 情報センターの経費は、県外出荷促進にかかる経費、品質検査・管理費、情報発信費、事務局運営費を対象とする。また、これに充てる収入は、会員及び登録会員からの負担金、検査手数料、補助金及び寄付金とする。
2. 旅費、手数料等は、別に定める規定による。

(会計年度)

- 第11条 情報センターの会計年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(報酬)

- 第12条 運営会議、全体会議等に出席する際の会員及び登録会員の旅費、日当は原則として支給しない。

(事務局)

- 第13条 情報センターは、大分県木材協同組合連合会(以下「県木連」という。)内に設置し、県木連の職員を事務局員としてこの組織の庶務にあたる。
2. 事務局に事務局長を置く。
 3. 事務局長は、会長が選任する。

(その他)

- 第14条 この会則に定めるもののほか、情報センターの運営に関し必要な事項は運営会議で定める。

附 則 本会則は平成17年2月25日から施行する。

別紙

大分県産材流通情報センター会員及び登録会員の要件

1. 情報センターの会員要件

情報センターの趣旨に賛同する団体

県内の森林組合及び地区木材協同組合等で組織する団体

県産製材品の流通、販売部門を有するとともに、自ら県外出荷に積極的に取り組む団体又は、傘下組合員に対して県外出荷の促進を指導できる団体

上記 から を全て満たす団体

2. 情報センターの登録会員要件

高品質な製材品である「オーウッド」又は、大分方式乾燥材の生産に取り組む製材工場等

情報センターの趣旨に賛同し、県外出荷に積極的に参加する製材工場等

上記 かつ を満す製材工場等

3. その他必要事項

木材関係の県費補助事業等を受けた森林組合及び製材工場等は、登録会員として、積極的に情報センターの事業に参加すること。